

日本フッ素研究会・全国集会に寄せる

原田正純（医師、水俣学）

水俣病裁判は1969年6月14日に30世帯138人が加害企業のチッソを相手に損害賠償請求訴訟をおこしたものでした。1973年3月20日、熊本地裁は患者側の歴史的な全面勝訴で終わりました。

裁判でチッソは「水俣病は有史以来、初めての経験であるから予想できなかったし、結果についても知る由もなかった」と無過失を主張した。つまり、前例がないから予想できなかった（予見可能性を否定）し、予防できなかったから無罪であると主張しました。裁判支援のために集まった「水俣病研究会」は医学、法学、社会学、理工学、化学、作家・マスコミ、教師、チッソの労働者など多彩でした。この研究会でもこの「不可知論」について激論が交わされました。その中で、もし、そのような理屈が通るなら、今後、新しい技術や新しい化学物質、薬剤、添加物、放射線など人類にとって前例（経験）のない物質や、その影響が明らかでない物質による悪効果は全て責任がないということになります。集まった研究会員たちは危機感を持ちました。「このチッソの言い分が通るなら大変なことになる」と。そこで参考になったのは武谷三男の「安全性の考え方」（岩波新書）でした。それは「具体的な被害が想定できなくても、安全性が確認されない以上、危険として扱うべきだ」という主張でした。確かに、原発や核実験の被害が出てからでは遅すぎるのです。この安全性に関する考え方で水俣裁判は勝訴したのです。「危険が証明されたときでは遅過ぎる」という考え方はその後も心ある人々によって事ある毎に主張されてきました。しかし、残念なことに今回の原発事故が典型的なように生かされてきませんでした。

フッ素の問題も全く「懲りていないなあ」と言わざるを得ません。これ程、問題になっているのにです。わが国は何時から過去から学ばない国になってしまったのでしょうか。

大会の成功と運動がさらに発展することを祈念します。
2011.10.24